

入札公告

筑紫野市公告第154号

起工第12号二日市中学校校舎改築電気設備工事について、下記のとおり一般競争入札を行いますので、筑紫野市契約規則(平成4年筑紫野市規則第10号)第7条第1項の規定に基づき公告します。

平成22年6月8日

筑紫野市長 平原 四郎

記

1 競争入札に付する事項

- | | | | |
|----------|-------------------------|-----------|------|
| (1) 工事名 | 起工第12号二日市中学校校舎改築電気設備工事 | | |
| (2) 工事場所 | 筑紫野市紫一丁目6番1号 | | |
| (3) 工事概要 | 構造及び階数 | 鉄筋コンクリート造 | 4階建て |
| | ・高さ | 22.68m | |
| | ・延べ床面積 | 6,050㎡ | |
| | ・建築面積 | 2,093㎡ | |
| | ・普通教室 | 24室 | |
| | ・特別支援室 | 3室 | |
| | ・図書室 | 1室 | |
| | ・多目的ホール | 1室 | |
| | ・学習室 | 6室 | |
| | ・職員室 | 1室 | |
| | ・校長室 | 1室 | |
| | ・事務室 | 1室 | 他 |
| | 電気設備工事 | | |
| | ・電灯設備 | 一式 | |
| | ・動力設備 | 一式 | |
| | ・構内情報通信網設備 | 一式 | |
| | ・音響設備 | 一式 | |
| | ・太陽光発電設置設備 | 一式 | 他 |
| (4) 予定工期 | 契約締結の翌日から平成23年8月12日まで | | |
| (5) 予定価格 | 161,000,000円(消費税相当額を含む) | | |
| (6) 発注形態 | 2者による特定建設工事共同企業体 | | |

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

- (1) 電気工事(建築電気設備工事)について、筑紫野市競争入札参加資格及び手続等に関する規程(平成9年筑紫野市規程第8号)に基づき競争入札に参加する資格の認定を受けている者(工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容に係る情報の公表に関する要綱(平成14年筑紫野市要綱第19号)様式第1号建設工事業種別・

有資格者一覧表（以下「有資格者名簿」という。）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成22年6月8日（火曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

なお、落札決定時点においても同条件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 筑紫野市指名停止等の措置に関する規則(平成9年筑紫野市規則第17号)に基づく指名停止等の措置期間中でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（更正手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査に基づく有資格者名簿の登載者を除く。）
- (4) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本面若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (5) 特定建設工事共同企業体の事務所の所在地が福岡県内であること。
- (6) 電気工事業に関する監理技術者又は主任技術者（ただし、当該技術者は、特定建設工事共同企業体の構成員と雇用関係にある者に限る。）を当該工事に専任で常駐配置できること。
- (7) 特定建設工事共同企業体の構成及び入札参加条件は、筑紫野市公告第155号（平成22年6月8日付）による。

4 入札申込書、仕様書等の配布

- (1) 方法 筑紫野市のホームページ「一般競争入札(建設工事)の情報」からのダウンロードによる配布とする。

なお、CD-R又は紙による有償配布は行わない。

- (2) 期間 平成22年6月8日（火曜日）午後1時00分から平成22年7月12日（月曜日）午後5時00分まで

- (3) ダウンロード先のホームページアドレス

http://www.city.chikushino.fukuoka.jp/soumubu/kanzai/ippankyousou_info.html

5 入札手続等

- (1) 入札執行日時 平成22年7月15日午後2時00分
- (2) 入札執行場所 筑紫野市役所第1別館第4会議室（入札室）
- (3) 入札方法 郵送による入札のみ。（持参は認めない。）
- (4) 入札保証金 免除
- (5) 契約保証金 契約金額の10/100以上。ただし、一定の要件に該当する場合はこれを免除できる。
- (6) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び本公告に示した入札参加条件に違反した入札は無効とする。その他、入札心得書に記載された項目についても同様とする。
- (7) 落札者の決定方法 筑紫野市契約規則第12条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者が落札候補者となり、その者の競争入札参加資格を審査する。審査の順位は、最低の価格をもって入札した者から行う。ただし、落札候補者となるべき価格の入札を行った者が2者以上のと

きは、当該入札に関係のない職員によるくじ引きでその順位を決定する。審査において競争入札参加資格があると認められた者を落札者とする。

(8) 工事費内訳書の提出 入札に際して、工事費内訳書の提出を求める。

(9) 契約書作成の要否 要

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 現場説明会は行わない。

(3) 対象工事の契約締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年筑紫野町条例第2号）第2条の規定に基づき筑紫野市議会の議決を要するため、落札者と停止条件付仮契約を締結する。

(4) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、筑紫野市指名停止等の措置に関する規則に基づく指名停止を行うことがある。

(5) 詳細は、入札説明書による。

公 示

筑紫野市公告第 1 5 5 号

起工第 1 2 号二日市中学校校舎改築電気設備工事に係る特定建設工事共同企業体の一般競争入札に参加する者の必要な資格等について次のように定める。

平成 2 2 年 6 月 8 日

筑紫野市長 平 原 四 郎

記

1 工事概要

- (1) 工 事 名 起工第 1 2 号二日市中学校校舎改築電気設備工事
- (2) 工事場所 筑紫野市紫一丁目 6 番 1 号
- (3) 工事概要 入札公告（筑紫野市公告第 1 5 4 号平成 2 2 年 6 月 8 日付）
「 1 (3) 工事概要」による。

2 共同企業体結成の関係様式

入札公告「 4 入札申込書、仕様書等の配布」による。

3 共同企業体の構成員の数及び構成

(1) 共同企業体の構成員の数

共同企業体の構成員の数は、 2 者とする。

(2) 共同企業体の構成

共同企業体は、平成 2 2 年 4 月 1 日時点において有資格者名簿の電気工事に係る総合点数（筑紫野市が発注する工事の一般競争入札実施要綱（平成 20 年要綱第 11 号）第 4 条第 1 項第 2 号に規定する総合点数をいう。）により、以下の方法で構成するものとする。

総合点数及び電気工事業に関する建設業許可

代表構成員（A グループ）：総合点数 1 0 0 0 点以上、特定建設業許可

構成員（B グループ）：総合点数 1 0 0 0 点未満、一般又は特定建設業許可
地域要件（営業所の所在地）

代表構成員（A グループ）：有資格者名簿の営業所の所在地が福岡県内であること。

構成員（B グループ）：有資格者名簿の営業所の所在地が筑紫野市内で、かつ、本店が筑紫野市内であること。

注）地域要件の本店とは、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する営業所のうち主たる営業所をいう。

(3) その他

上記の共同企業体に必要な競争入札参加有資格者名簿は、情報公開室及び筑紫野市のホームページ（下記アドレス）において閲覧することができる。

<http://www.city.chikushino.fukuoka.jp/soumubu/kanzai/gyousha-shikaku.html>

4 共同企業体の構成員の資格

(1) 技術的要件

すべての構成員が、当該工事に対応する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が 3 年以上であること。

施工実績

代表構成員(Aグループ)：発注機関が国、都道府県又は市町村である1件の請負代金額が4,000万円以上の建築電気設備工事の施工実績を有すること。(契約締結日が平成12年度以降の元請工事完了実績。ただし、共同企業体実績の場合は出資比率20%以上とする。)

構成員(Bグループ)：提出不要

技術者の資格及び配置

代表構成員(Aグループ)：前による同種工事の工事経験(監理技術者、主任技術者又は現場代理人)を有する電気工事業に関する監理技術者を現場に専任で常駐配置できること。

構成員(Bグループ)：電気工事業に関する監理技術者又は主任技術者を現場に専任で常駐配置できること。

(2) 結成方法

自主結成とする。

(3) 出資比率

構成員の出資比率は30%以上であること。

(4) 代表者の要件

代表者(企業体代表構成員)の出資比率は構成員中最大であること。

(5) 有効期間

認定の日から当該工事の請負代金の支払いを完了した時までとする。ただし、落札者以外の者にあつては、当該工事に係る契約の相手が確定した日までとする。

5 共同企業体の協定方式

国土交通省方式の甲型とする。

6 共同企業体の名称

「・ 特定建設工事共同企業体」とする。